

議案第49号

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成25年2月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

別表（第2条関係）

事務	市町村等
略	
8 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（同法第70条第2項第1号（同法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）、第74条第1項及び第2項、第115条の2第2項第1号（同法第115条の11において準用する同法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）並びに第115条の4第1項及び第2項の条例を定める事務を除く。） (1)～(48) 略	略
略	
19の2 化製場等に関する法律に基づく事務のうち、次に掲げるもの（同法第9条第1項、第2項及び第4項の条例を定める事務を除く。） (1)～(7) 略	略
略	

別表（第2条関係）

事務	市町村等
略	
8 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(48) 略	略
略	
19の2 化製場等に関する法律に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(7) 略	略
略	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。